

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」用紙の 適正使用並びに管理等の徹底方について（お願い）

— 総 務 部 —

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」用紙（以下「職務上請求書」という。）の取扱いにつきましては、これまでも繰り返し、適正かつ厳格な使用及び管理等の徹底方をお願いしているところではありますが、平成23年11月、平成24年9月と相次いで、偽造した職務上請求書を使用して戸籍謄本等の不正取得を行っていた司法書士・元弁護士等が逮捕され、懲役又は罰金刑に処せられた外、平成27年3月には、司法書士が職務上請求書を使用して、500通を超える戸籍謄本等を不正に取得したことにより、業務禁止の処分を受けるという事件が発生しております。

こうした事態を重く見た東京都においては、毎年6月を「就職差別解消促進月間」として、当会をはじめ、職務上の請求が認められている都内の8士業団体に担当職員を派遣し、別紙のとおり、事件再発防止に向けての注意喚起の要請文書の手交を行うとともに、差別解消に向けた、東京都における各種事業等の、所属会員への周知方に関する依頼を行うという取り組みがされております。

「職務上請求」制度とは、一部の専門資格職についてのみ「その職務上、他人の戸籍謄本等を利用する 경우가多く、また、法律によって職務上知り得た事項の守秘義務が定められていることから、その請求を認めてもプライバシーの侵害につながる恐れがないと考えられる」等の事情が考慮された結果により許された、例外的な取扱いであります。

しかしながら、前述のような事件は有資格者自らが信頼を裏切り、制度の趣旨を著しく踏みにじる行為であると言え、また、紛失・盗難等の事故が繰り返されることは、資格者制度に対する社会的な信用を著しく失墜させ、ひいてはこの例外的な制度の存続に重大な影響を及ぼし兼ねません。

会員各位におかれては、日頃から職務上請求用紙の適正な使用は言うまでもなく、その管理・保管等にも十分慎重を期されているものと思いますが、今後とも、より一層のご留意を頂けますよう、改めてお願い致します。

30総人権人第87号
平成30年5月10日

東京土地家屋調査士会長 殿

東京都総務局人権部長

仁田山 芳範



就職差別解消促進月間を契機とした身元調査に係る注意喚起等について（依頼）

平素より、東京都の人権施策推進につきまして、ご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、東京都では6月を「就職差別解消促進月間」とし、就職差別をなくし就職の機会均等を確保するため、東京労働局及びハローワーク等と連携して、別添チラシ等のおり啓発活動を展開いたします。

就職や結婚の際に出身地や家族の状況を調べる身元調査は、人権を侵害し、差別につながるおそれのあるものです。しかし、企業が調査会社に依頼して就職希望者の身元調査を行う事例がありました。平成23年11月、平成24年9月と相次いで、偽造した職務上請求書を使用した戸籍謄本等の不正取得事件が発覚しています。不正取得された戸籍謄本等が身元調査に使われるとすれば、非常に深刻な状況です。

こうしたことを踏まえ、この機会に、所属会員の皆様に対し、職務上請求書や戸籍謄本等の取扱いについて、再度周知徹底を図り、事件の再発防止に万全を期されますようお願い申し上げます。

また、上記事業の一環として、身元調査啓発チラシ、就職差別解消促進月間啓発チラシ及びポスターを作成いたしました。

つきましては、下記のとおり送付しますので、身元調査啓発チラシにつきまして、事務所で掲出等について特段のご配慮をお願いいたします。

また、就職差別解消促進月間啓発チラシ及びポスターにつきまして、関係各所への配布又は掲出等により、所属会員の皆様に周知いただくとともに、会員の皆様方の御参加について特段のご配慮をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 就職差別解消促進月間

平成30年6月1日から6月30日まで

2 ポスター等送付部数

- | | |
|--|------|
| (1) 身元調査啓発チラシ | 50 枚 |
| (2) 就職差別解消促進月間啓発チラシ | 50 枚 |
| (3) " ポスター | 15 枚 |

以上



【担当】

東京都総務局人権部人権施策推進課

福川・白川

電話 03(5388)2595

E-mail S0000043@section.metro.tokyo.jp

『部落差別の解消の推進に関する法律』 が公布・施行されました。 (平成28年法律第109号)

○同和問題（部落問題）とは…

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、様々なかたちで現れているわが国固有の重大な人権問題です。

○今もある差別

公共施設等に差別落書きや貼り紙をする、インターネット上に悪質な書き込みをする、就職差別や結婚差別など、差別につながるおそれのある身元調査・土地調査を行うといった事例が起きています。

東京都は、
この法律に基づき、部落差別の解消を推進し、
部落差別のない社会の実現に向けて
取り組んでいます。

【お問い合わせ先】

東京都総務局人権部

☎(03) 5388-2588 (ダイヤルイン)

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院法務委員会における附帯決議（平成28年11月16日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

なくそう！

差別につながる

身元調査

就職や結婚のときに、出身地や家族の状況を調べる身元調査は、人権を侵害し、差別につながるおそれのあるものです。こうした身元調査をなくしましょう。

平成30年度

就職差別解消促進月間 なくそう就職差別

問われる企業と社会の

人権感覚

月間事業

講演と映画の集い

- 日時** 平成30年6月21日(木)
13時30分～16時30分
- 定員** 1000人(無料・当日先着順)
- 会場** おきなが 沖永記念ホール(帝京平成大学内)
JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン・西武池袋線
東武東上線・東京メトロ丸ノ内線
池袋駅(JR東口) 徒歩12分
東京メトロ有楽町線 東池袋駅(2番出口) 徒歩10分
都電荒川線 向原駅 徒歩10分
- 講演** 「人権に配慮した職場づくりのために
～ハラスメント予防と対策～」
- 講師** 岡田 康子
(株式会社クオレ・シー・キューブ 代表取締役会長)
- 映画** 「だれにでも開かれていますか?
～公正な採用選考を求めて～」
- *この講演会のお問い合わせは産業労働局雇用就業部まで
TEL:03(5320)4649

人権啓発映画会

- 日時** 平成30年6月25日(月)
13時30分～16時45分
- 定員** 300人(無料・事前申込制)
- 会場** 台東区生涯学習センター
2階 ミレニアムホール
JR山手線・京浜東北線 鶯谷駅(南口) 徒歩15分
東京メトロ日比谷線 入谷駅(1番出口) 徒歩8分
つくばエクスプレス 浅草駅(A2出口) 徒歩5分
- 映画** 「“尊重する”から始めよう
～公正採用選考の基本を学ぶ～」
「ケアニン ～あなたでよかった～」
- *この映画会は、(公財)東京都人権啓発センターが台東区との共催により実施いたします。
*お問い合わせは(公財)東京都人権啓発センターまで
TEL:03(6722)0085

6月は就職差別解消 促進月間です

なくそう就職差別 問われる企業と社会の人権感覚

就職は、生活の安定確保や労働を通じた社会参加など、人間が幸せに生きていく上で基本となるものです。このため、採用選考は応募者の適性と能力に基づき公正に行われなければなりません。

しかしながら、面接時に本籍地や思想・信条等を聞くなど、就職差別につながるおそれの強い事例が現在もあります。

東京都では6月を「就職差別解消促進月間」とし、就職差別をなくし就職の機会均等を確保するため、東京労働局及びハローワーク等と連携して様々な啓発活動を展開していきます。

この機会に、就職差別など企業内における人権問題について、是非一緒に考えてみませんか。

沖永記念ホール(帝京平成大学内)



豊島区東池袋2-51-4

台東区生涯学習センター (2階 ミレニアムホール)



台東区西浅草3-25-16

このほか啓発ポスターの掲出、ラジオ等による啓発、区市町村や経済団体への協力要請など啓発キャンペーンを実施します。

■お問い合わせ

産業労働局雇用就業部
産業労働局総務部

TEL:03(5320)4649
TEL:03(5320)4624

総務局人権部
(公財)東京都人権啓発センター

TEL:03(5388)2595

TEL:03(6722)0085

第 19 回就職差別撤廃東京集会

集会テーマ **精神障がい者の就労支援を考える**

日時：6月12日（火）12時30分開場 13時～16時

場所：浅草公会堂（台東区浅草1-38-6）

記念講演「精神障がい者の就労支援を考える」

進藤祥一・リゾートトラスト株式会社 東京人事総務部 部長

北沢 健・リゾートトラスト株式会社 東京人事総務部事務支援課 課長

就職差別撤廃東京集会実行委員会は6月12日（火）13時から第19回就職差別撤廃東京集会を浅草公会堂で開催します。

この集会は1998年6月に発覚した雇用における身元調査事件をきっかけに、あらゆる雇用の場で就職差別をなくし公正な採用選考の確立を目的に取り組んでいる集会です。毎年、東京都の就職差別解消促進月間の6月に行政と民間団体が協力をし、経済界などの幅広い後援を得て開催しています。公正な採用選考は、企業経営においても企業の社会的責任として重要な課題になっています。（参照「採用と人権」；<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/sodan/siryo/saiyou-jinken/index.html>）

2015年10月には若年雇用促進法が制定され、公正採用選考や就職差別の課題は企業研修だけではなく、中学高校、専門学校や大学など学生に対する労働法の周知が明記され、労働局やハローワークが積極的に労働法の知識付与のための講師派遣に取り組まれています。2016年12月には部落差別解消推進法が制定され、部落差別は許されないものとしてその解消に関する国や地方自治体の責務が明記され、相談体制の充実、教育・啓発の推進、実態調査の実施を具体的に推進することとしております。今回の集会では、2018年4月より障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わることを受け、「精神障がい者の就労支援を考える」をテーマとし、精神障がい者の理解促進と、従業員として受け入れる際の諸課題について考えます。

集会では、就職差別をなくすために、それぞれの現場で熱心に取り組んでおられる講師に講演や報告をしていただきます。ぜひ積極的にご参加をいただけますようご案内申し上げます。



昨年の第18回就職差別撤廃東京集会



浅草公会堂 案内図

主催 **就職差別撤廃東京集会実行委員会**

〒111-0024 台東区今戸2-8-5 東京解放会館2階 TEL.03-3874-7311 FAX.03-3874-7313

集会開催要項

1. 名 称 第19回就職差別撤廃東京集会
テーマ 精神障がい者の就労支援を考える

2. 日 時 2018年6月12日(火)
12時30分開場 13時～16時

3. 場 所 浅草公会堂 (台東区浅草1-38-6)
交通 銀座線浅草駅1番・3番出口 徒歩5分
都営浅草線浅草駅A4出口 徒歩7分
東武鉄道浅草駅北口 徒歩5分
つくばエクスプレス浅草駅A1出口 徒歩3分

4. 主催者 就職差別撤廃東京集会実行委員会
実行委員長 炭谷茂 (社会福祉法人恩賜財団済生会理事長)
【実行委員会構成団体】
東京人権啓発企業連絡会
東京都同和教育研究協議会
東京都高等学校教職員組合
(公社) 東京部落解放研究所
日本労働組合総連合会東京都連合会
部落解放同盟東京都連合会
「同和問題」ととりくむ宗教団東京地区連帯会議
東京労働局

5. 後援

東京都、東京都教育委員会、特別区長会、特別区教育長会、東京都市長会、東京都市教育長会、東京都町村会、日本私立大学団体連合会、東京都公立高等学校長協会、東京私立中学高等学校協会、東京経営者協会、(公社) 経済同友会、東京商工会議所、東京都中小企業団体中央会、(一社) 東京工業団体連合会、(公社) 全国民営職業紹介事業協会、(一社) 日本人材紹介事業協会、(一社) 日本人材派遣協会、(公財) 東京都人権啓発センター、大学職業指導研究会、(公社) 東京都専修学校各種学校協会

6. 参加資料代 1000円

7. 主なプログラム (当日は手話通訳があります)

主催者あいさつ
炭谷茂・実行委員長 (社会福祉法人恩賜財団済生会理事長)
来賓あいさつ 東京都産業労働局総務部長
基調報告 炭谷茂・実行委員長 (社会福祉法人恩賜財団済生会理事長)
記念講演「精神障がい者の就労支援を考える」
進藤祥一・リゾートトラスト株式会社東京人事総務部 部長
北沢 健・リゾートトラスト株式会社東京人事総務部事務支援課 課長
報告1「新規学校卒業者を取り巻く採用・選考の課題」
島村正弘・東京労働局職業安定部職業対策課長補佐
報告2「高校生の進路保障の現状と課題」 東京都同和教育研究協議会
閉会あいさつ
山崎悟・日本労働組合総連合会東京都連合会副事務局長

8. 参加の申し込み

下記の「参加申込書」にご記入いただき、FAX(03-3874-7313)でお知らせいただくか、E-mail (km-asyl@atlas.plala.or.jp) にて実行委員会事務局までお知らせください。参加費のお振り込みを確認次第、参加券をお送りいたします。

E-mail にて申し込みをいただく際は、Subject (標題) に必ず「就職差別撤廃東京集会参加申込」と書きこんでください。

申し込みとお振り込みは、6月1日までにお願いいたします。参加費のお振り込みは下記の口座にお振り込みいただき、その際の振込手数料はご負担いただけますようお願いいたします。

〈参加費の振込先銀行口座〉

東京信用金庫 浅草支店 普通預金 口座番号4027753
就職差別撤廃東京集会 事務局長 近藤登志一 (コンドウトシカズ)

9. 問い合わせ (事務局：部落解放同盟東京都連合会)

台東区今戸2-8-5 TEL.03-3874-7332 FAX.03-3874-7313

E-mail km-asyl@atlas.plala.or.jp

第19回就職差別撤廃東京集会 参加申込書

- (1) 参加申込は、6月1日までに、FAX (03-3874-7313) もしくは E-mail (km-asyl@atlas.plala.or.jp) でお願ひします。
(※ E-mail にて申し込みの際には、Subject (標題) に必ず「就職差別撤廃東京集会参加申込」と書きこんでください)
- (2) 参加費は6月1日までに、東京信用金庫普通預金口座にお振り込みいただけますようお願いいたします。

団体名 _____

担当者名 _____

部署・役職名 _____

〒 _____

住所 _____

TEL. () FAX. () E-mail. _____

申込数 _____ 人 (参加費 1,000 円 × _____ 人 = _____ 円)